証券コード　6085
2020年６月９日

株 主 各 位

東京都港区浜松町二丁目７番５号
アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社
代表取締役社長　丸　山　雄　平

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月25日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　2020年６月26日（金曜日）　午前10時

２．場　　所　　東京都千代田区大手町二丁目６番１号 朝日生命大手町ビル５階
フクラシア東京ステーション
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3．目 的 事 項

報告事項　第13期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

議　　案　定款一部変更の件

以　上

〜〜

◎　新型コロナウイルス感染症への感染リスク低減のため、本株主総会におきましては、極力、当日のご出席を見合わせられ、書面にて議決権をご行使されますことを強くご推奨申しあげます。特に、体調のすぐれない株主様、ご高齢の株主様、基礎疾患がおありの株主様、妊娠中の株主様は、当日のご出席について慎重にご判断いただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席される場合は、感染拡大状況にご留意いただき、ご自身のご体調をお確かめのうえ、マスクの着用など感染予防にご配慮くださいますようお願い申しあげます。

本株主総会の議事は、円滑かつ効率的に執り行うことで、例年よりも時間を短縮して開催させていただきたく存じますので、ご理解ご協力をお願い申しあげます。

なお、今後の感染拡大状況や政府等の発表内容等により、やむを得ず開催場所や開催時間等を変更させていただく場合は、速やかにインターネット上の当社ウェブサイト（https://corporate.asj-net.com/）に掲載させていただきます。

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎　株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://corporate.asj-net.com/）に掲載させていただきます。

（添 付 書 類）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、中国経済の減速や企業の生産活動が弱含みの状況で推移しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な急拡大のなか、景気の急速な悪化や金融資本市場の変動の影響等により、経済は極めて厳しい状況のもと推移いたしました。

住宅業界におきましては、新設住宅着工戸数は前年同期に比べ大幅な減少となり、持家の着工についても前年同月に比べ８か月連続の減少となりました。

このような状況のもと、加盟建設会社におけるスタジオネットワークビジネスにおいては、地方を中心に稼働スタジオ件数の減少傾向が続くなか、工事請負契約案件や建築設計・監理業務委託契約案件の受注促進に向けて積極的な営業活動に注力するとともに、新施策として「PROTO BANK（※）」を取扱う新しい『PROTO BANK Station』の新規加盟店契約の獲得促進に努めました。

また、当社が顧客に直接プロデュースを行うビジネス（プロデュースビジネス）においては、建築家情報空間「ASJ CELL」において開催される著名建築家による作品展示会や建築展、文化セミナーでの来場者、紹介による富裕層を中心としたASJアカデミー会員へ顧客満足度の高い提案を行い、受注契約の促進に努めました。さらに、ASJリゾートをコンセプトに、５月に横浜ランドマークプラザに開設した「ASJ Yokohama Satellite」や、８月に神奈川県鎌倉市に「ASJ Shonan Satellite」の開設に向けた準備室を新設し、顧客により身近なリゾートライフの提案発信を開始いたしました。

しかしながら、2019年３月末で終了した消費税の経過措置や度重なる大型台風の被害の影響が残るなか、例年３月に売上計上が集中する時期において、新型コロナウイルスの感染急拡大による影響により、顧客の感染リスク軽減のための外出自粛等による契約打合せの延期をはじめ、株式等の資産価値の低下や雇用不安等による建築資金計画への影響などもあり、年度末での契約締結予定案件の多くが４月以降へずれることとなりました。また、ASJアカデミー会員獲得に向けて開催する建築家展等のイベントが全国的に中止や延期されたことや、新施策の『PROTO BANK Station』についても、契約成約まで長期化する状況となりました。以上の結果、売上高は890,190千円（前事業年度比29.0％減）となりました。

一方、当社では、加盟建設会社の倒産等により工事の継続が不能となった場合において、当社保証約款に基づき当該物件の完成・引渡しにかかる費用の一部を当社が保証するサービスを提供しており、当事業年度において加盟建設会社４社が倒産したことにより、当該保証サービスの発生額並びに将来の損失に備えるため工事完成保証損失引当金繰入額40,663千円、完成保証損失31,404千円及び貸倒引当金繰入額75,206千円を販売費及び一般管理費に計上いたしました。以上の結果、営業損失は445,093千円（前事業年度営業利益34,422千円）、経常損失は452,364千円（前事業年度経常利益31,573千円）となりました。また、固定資産70,569千円を減損損失として特別損失に計上したため当期純損失は524,253千円（前事業年度当期純利益30,109千円）となりました。

※「PROTO BANK」とは、ＡＳＪ建築家ネットワーク事業により過去に建設された名作住宅の図面を活用することで顧客のご予算にあった建築家デザイン住宅をあたかもモデルハウスを選択するかのようにWeb上で自由に選択できる仕組みをいいます。

(2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当事業年度において、51,407千円の設備投資を実施いたしました。その主な内容は、建築家情報空間 横浜サテライトの新設に伴う設備投資25,736千円及び社内業務効率化のためのシステム開発及びＡＳＪ建築家ネットワーク事業における加盟店運営業務の効率化のためのソフトウエアの開発を目的とした情報システムの構築25,434千円等であります。

(4) 財産及び損益の状況

区　　分	第10期 2017年３月期	第11期 2018年３月期	第12期 2019年３月期	第13期 2020年３月期 (当事業年度)
売　　上　　高（千円）	1,378,186	1,286,678	1,253,252	890,190
経常利益又は経常損失(△)（千円）	△70,049	△78,686	31,573	△452,364
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	△259,651	△246,175	30,109	△524,253
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)（円）	△162.69	△153.10	18.68	△322.87
総　　資　　産（千円）	1,369,869	1,164,170	1,209,039	631,692
純　　資　　産（千円）	1,044,133	827,873	857,858	360,505
１株当たり純資産額（円）	654.24	512.73	532.46	221.06

（注）　１株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(5) 対処すべき課題

次期におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済や社会への甚大な影響が懸念され、先行きについて予断を許さない状況が続くものと予想されます。

このような状況において、当社は以下の諸施策を実行することにより、ＡＳＪ建築家ネットワーク事業の優位性を訴求し、企業価値の向上を図ってまいる所存であります。

スタジオネットワークビジネスにおいては、引き続き、加盟スタジオが開催する建築家展等のイベントへの営業支援等に努めるとともに、新規スタジオ加盟契約の促進と、新施策の「PROTO BANK Station」の新規加盟店契約の獲得を通して、稼働スタジオ件数の増加を図ります。また、住宅設備等の業務提携会社とは、提携サービスの一層の強化に注力することにより収益寄与度の向上を目指します。

また、プロデュースビジネスにおいては、富裕層を中心としたASJアカデミー会員へ直接的な支援を行い、認知度及びサービスレベルの向上を図り、建築家情報空間「ASJ CELL」において開催する著名建築家等の作品展示会等を通して、ＡＳＪ建築家ネットワークを活用することのメリットを訴求してまいります。

さらに、新たな海外市場である中国において、当社が日本国内で培ったＡＳＪ建築家ネットワーク事業のノウハウを活用した新規事業を展開してまいります。

以上に加え、効率的な経営を図るべく、人件費等の見直しを図るとともに、販売費及び一般管理費のすべての費用項目について、管理可能経費の一層の削減に努めてまいります。また、ＡＳＪ建築家ネットワーク事業にシナジーや関心を有する企業との資本・業務提携等を模索することにより、財務体質の改善と安定的な財務基盤の確立を図るべく努めてまいる所存であります。

当社の使命は、ＡＳＪ建築家ネットワーク事業における加盟建設会社・パートナー企業において確実な収益メカニズムとして確立されること、また登録建築家にとっては参画することの価値が高まることであります。ＡＳＪ建築家ネットワーク事業は「建築家との家づくり」を訴求ポイントとし、住宅・リフォーム・商業施設等の建設計画がある顧客に、建築家を活用した建物づくりの選択肢を提供するものであります。当社は、「建設計画のある方が、最寄りのＡＳＪのスタジオを利用するのは当たり前」となることを目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(6) 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

当社は、全国の建築家を登録・ネットワーク化するとともに、建設会社をフランチャイズ化して、登録建築家と加盟建設会社及びパートナー建設会社とを結びつけ、両者の協力のもとでプラットホーム（ビジネスの基盤となる環境）を構築し、顧客が望む住宅・商業施設等の建設を行うシステムの運営事業をＡＳＪ建築家ネットワーク事業として展開しております。

主な事業の内訳は、次のとおりであります。

主な事業・サービス
加盟建設会社、パートナー建設会社及び登録建築家からのロイヤリティ、住宅イベント企画及び販促物等の販売、建材販売、その他

(7) 主要な営業所（2020年３月31日現在）

本　　店	東京都港区浜松町二丁目７番５号
支　　店	大阪支店（大阪市北区）
展 示 場	東京展示場（東京都千代田区） 横浜展示場（横浜市西区） 梅田展示場（大阪市北区） 横浜サテライト（横浜市西区）

(8) 従業員の状況（2020年３月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
56名	2名減	48.8歳	8.4年

（注）　上記従業員数には、臨時雇用者等は含んでおりません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式に関する事項（2020年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　4,800,000株

(2) 発行済株式の総数　1,634,750株

(3) 株主数　355名

(4) 上位10名の株主

株　　主　　名	持　株　数	持 株 比 率
丸山 雄平	468,500株	28.7%
木下 昭彦	387,900株	23.8%
中谷 宅雄	148,300株	9.1%
株式会社ピュア・クリエイト	78,500株	4.8%
溝江　弘	67,800株	4.2%
溝江 将光	42,900株	2.6%
ＡＳＪ従業員持株会	30,767株	1.9%
MSIP CLIENT SECURITIES	24,500株	1.5%
エムスリー株式会社	19,700株	1.2%
むさし証券株式会社	16,900株	1.0%

(注)持株比率は、自己株式(3,975 株)を控除して計算しております。

３．新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年３月31日現在）

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	丸　山　雄　平	―
取　締　役	山　口　裕　司	管理本部長兼管理部長
取　締　役	川　村　健　一	特定非営利活動法人サスティナブル・コミュニティ研究所 代表理事・所長 株式会社西京銀行 社外取締役
取　締　役	赤　堀　広　幸	株式会社カスケード 代表取締役
取　締　役	石　塚　亮　平	石塚亮平公認会計士事務所 代表 株式会社トラステッドパートナーズ 代表取締役
常勤監査役	和　泉　利　治	―
監　査　役	山　下　和　広	監査法人フィールズ 代表社員 税理士法人フィールズ 代表社員
監　査　役	志　村　誠一郎	東京電力ベンチャーズ株式会社 社外取締役 きらぼしキャピタル株式会社 顧問

(注) 1．川村健一氏、赤堀広幸氏及び石塚亮平氏は、社外取締役であります。
2．和泉利治氏、山下和広氏及び志村誠一郎氏は、社外監査役であります。
3．当社は、取締役川村健一氏及び常勤監査役和泉利治氏を、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4．常勤監査役和泉利治氏は、企業金融分野における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5．監査役山下和広氏は、公認会計士・税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6．監査役志村誠一郎氏は、企業経営における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7．監査役志村誠一郎氏は、2019年６月28日付で mtes Neural Networks 株式会社の監査役を退任いたしました。
8．当社は、社外取締役及び社外監査役全員との間で、会社法第423条第１項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度として責任を負担する旨の契約を締結しております。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

① 就任

2019年６月26日開催の第12期定時株主総会において、山口裕司、赤堀広幸及び石塚亮平の各氏は取締役に、志村誠一郎氏は監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。

② 退任

2019年６月26日開催の第12期定時株主総会終結の時をもって、常務取締役高橋恒夫及び取締役井上博明の両氏は任期満了により、また、監査役津田和義氏は辞任により、それぞれ退任いたしました。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　分	支給人数	報酬等の総額
取　締　役 （うち社外取締役）	７名 （　３名）	47,174千円 （　6,400千円）
監　査　役 （うち社外監査役）	４名 （　４名）	14,600千円 （　14,600千円）
合　　計	11名 （　７名）	61,774千円 （　21,000千円）

（注）１．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬等の総額には、譲渡制限付株式付与による報酬額として、取締役３名7,974千円（社外取締役を除く。）が含まれております。
３．取締役の報酬等の総額には、2019年６月26日をもって退任しました取締役２名が含まれております。
４．監査役の報酬等の総額には、2019年６月26日をもって退任しました監査役１名が含まれております。
５．2008年６月23日開催の第１期定時株主総会において、取締役の報酬額を年額100,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。また、別枠で2017年６月28日開催の第10期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬額を年額30,000千円以内と決議いただいております。
６．2011年６月27日開催の第４期定時株主総会において、監査役の報酬額を年額20,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

区　分	氏　名	重要な兼職先である法人等と当社との関係
社外取締役	川　村　健　一	特定非営利活動法人サスティナブル・コミュニティ研究所及び株式会社西京銀行と当社との間には、特別の関係はありません。
社外取締役	赤　堀　広　幸	株式会社カスケードと当社との間には、特別の関係はありません。
社外取締役	石　塚　亮　平	石塚亮平公認会計士事務所及び株式会社トラステッドパートナーズと当社との間には、特別の関係はありません。
社外監査役	山　下　和　広	監査法人フィールズ及び税理士法人フィールズと当社との間には、特別の関係はありません。
社外監査役	志村誠一郎	東京電力ベンチャーズ株式会社及びきらぼしキャピタル株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役	川村健一	当事業年度開催の取締役会(14回)にはすべてに出席し、大学教授としての専門的見地や豊富な経験をもとに、適宜発言を行っております。
社外取締役	赤堀広幸	2019年６月26日就任以降、当事業年度開催の取締役会(11回)にはすべてに出席し、企業経営における豊富な経験をもとに、適宜発言を行っております。
社外取締役	石塚亮平	2019年６月26日就任以降、当事業年度開催の取締役会(11回)にはすべてに出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地や豊富な経験をもとに、適宜発言を行っております。
常勤社外監査役	和泉利治	当事業年度開催の取締役会(14回)及び監査役会(13回)には、いずれもすべてに出席し、企業金融分野における豊富な経験をもとに、適宜発言を行っております。
社外監査役	山下和広	当事業年度開催の取締役会(14回)及び監査役会(13回)には、いずれもすべてに出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地や豊富な経験をもとに、適宜発言を行っております。
社外監査役	志村誠一郎	2019年６月26日就任以降、当事業年度開催の取締役会(11回)及び監査役会(10回)には、いずれもすべてに出席し、企業経営における豊富な経験をもとに、適宜発言を行っております。

(5) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	金　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,500千円

(注) １．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬額等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第１項の同意を行っております。

２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

３．当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第１項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度として責任を負担する旨の契約を締結しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（業務の適正を確保するための体制）

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議し、2019年８月13日開催の取締役会にて一部改定いたしました。その概要は以下のとおりであります。

⑴ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 企業倫理に対する意識を高め、法令及び企業の社会的責任に対する自覚を促します。

② 取締役は、誠実かつ公正に職務を執行し、透明性の高い経営体制の構築を図ります。

③ 定例取締役会を原則として毎月１回開催し、経営事項の審議及び決議を行うとともに、各取締役の職務の執行を監督します。

④ 取締役及び従業員が遵守すべき取締役会規程をはじめとする諸規程等を定め、法令等への適合体制を確立します。

⑤ コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンスに反する事態に備えるとともに、コンプライアンス規程等に準拠した意識・行動の向上を図ります。

⑥ 内部通報制度運用規程に基づき、コンプライアンスに関する相談及び不正行為の早期発見等に関して、内部通報の仕組みを適切に構築します。

⑦ 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、適切な財務報告に係る内部統制システムの整備を行います。

⑧ 内部監査部門として内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき監査を実施します。

⑨ 反社会的勢力には組織的に毅然とした姿勢で対処し、一切の関係を遮断します。反社会的勢力による不当要求等に対しては、必要に応じて警察等の関係機関や顧問弁護士との情報交換及び連携を図ります。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会や取締役会等の議事録、計算書類、その他重要情報については、法令、定款及び社内規程等に基づき適切な保存・管理を行います。

⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上の重要事項に係るリスクについては、取締役会、リスク管理委員会等において迅速かつ十分な審議を行い、社内規程等に基づき適切な管理を行います。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会規程、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程等により、各部門の権限と責任を明確にし、職務執行の効率化を図るとともに、職務が適正に執行される体制を整備します。

② 取締役及び部門長等からなる執行部会議を設置し、職務の重要事項について審議を行い、経営計画の達成及び会社業務の円滑な運営を図ります。

(5) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役が補助使用人を求めた場合は、監査役と協議のうえ、監査役の職務補助のための使用人を置きます。

② 補助使用人が監査役の職務補助を行うにあたっての指揮権は、監査役に委嘱されたものとして取締役の指揮・命令を受けません。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 取締役及び従業員は、法令に違反する事実、あるいは会社に著しい損害を与える事実並びに著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、速やかに監査役に報告を行います。

② 取締役及び従業員は、監査役から職務の執行状況について報告を求められたときは、迅速な対応を行います。

③ 内部監査部門は、監査役に対し、内部監査計画及び結果等を随時報告します。

④ 監査役への報告を行った取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。

(7) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、定期的に監査役会を開催し監査役相互の情報・意見交換を行うとともに、必要に応じて随時協議を行います。

② 取締役及び部門長は、取締役会、執行部会議等の重要会議の開催にあたり、監査役が出席する機会を設けます。

③ 監査役は、代表取締役社長、内部監査部門及び監査法人と会合の場を持ち、意見交換を行います。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況）

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行について

当事業年度において、定例取締役会を12回、臨時取締役会を２回開催し、経営事項の審議及び決議を行っております。また、常勤役員による経営会議を毎月開催し、経営全般における重要事項について多面的な審議を行うとともに、経営管理機能をより充実させるため、取締役・部門長等からなる執行部会議を定期的に開催し、職務の重要事項について情報の集約と審議を行っております。

(2) 監査役の職務執行について

当事業年度において、監査役会を13回開催し、監査役相互の情報・意見交換及び協議を行っております。また、監査役は、取締役会、その他重要な会議へ出席するとともに、内部監査室及び会計監査人とも相互連携を行い、監査職務の実効性向上を図っております。

(3) コンプライアンス体制について

コンプライアンス推進委員会を定期的に開催し、法令・定款の遵守や職務執行におけるリスク管理等について報告・審議を行うとともに、コンプライアンスの意識・行動の向上に努めております。

(4) 内部監査及び財務報告に係る内部統制システムについて

内部監査室は、社内規程等に基づく職務執行状況について監査を行っております。また、財務報告に係る内部統制システムの整備・運用状況についてモニタリングを行い、有効性の評価を実施しております。

貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**475,069**	**流動負債**	**271,187**
現金及び預金	85,542	買掛金	7,599
売掛金	239,058	未払金	137,143
商品	3,078	未払費用	50,387
前払費用	36,050	未払法人税等	3,525
従業員に対する短期貸付金	4,209	前受金	2,396
立替金	48,232	預り金	21,801
未収入金	73,154	賞与引当金	2,877
その他	4,737	工事完成保証損失引当金	45,456
貸倒引当金	△18,994	**負債合計**	**271,187**
固定資産	**156,623**	（純資産の部）	
投資その他の資産	156,623	**株主資本**	**360,505**
従業員に対する長期貸付金	12,924	**資本金**	**441,215**
長期前払費用	32,014	**資本剰余金**	**440,125**
差入保証金	111,684	資本準備金	440,125
破産更生債権等	79,579	**利益剰余金**	**△520,559**
貸倒引当金	△79,579	その他利益剰余金	△520,559
資産合計	**631,692**	繰越利益剰余金	△520,559
		自己株式	**△274**
		純資産合計	**360,505**
		負債純資産合計	**631,692**

損　益　計　算　書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　上　高		890,190
売　上　原　価		137,965
売　上　総　利　益		752,225
販売費及び一般管理費		1,197,318
営　業　損　失		445,093
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	280	
保　険　返　戻　金	3,656	3,936
営　業　外　費　用		
投資有価証券評価損	10,000	
前払費用一時償却額	416	
株　式　交　付　費	782	
そ　の　他	9	11,208
経　常　損　失		452,364
特　別　損　失		
減　損　損　失	70,569	70,569
税引前当期純損失		522,934
法人税、住民税及び事業税	1,319	1,319
当　期　純　損　失		524,253

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
2019年４月１日残高	427,755	426,685	426,685	3,693	3,693	△274	857,858	857,858
当期変動額								
新株の発行	13,460	13,440	13,440				26,900	26,900
当期純損失				△524,253	△524,253		△524,253	△524,253
当期変動額合計	13,460	13,440	13,440	△524,253	△524,253	－	△497,353	△497,353
2020年３月31日残高	441,215	440,125	440,125	△520,559	△520,559	△274	360,505	360,505

個　別　注　記　表

1．継続企業の前提に関する注記

当社は、当事業年度の売上高は前事業年度から著しく減少し890,190千円となり、営業損失445,093千円、経常損失452,364千円及び当期純損失524,253千円を計上しております。

このような状況により、当社は、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

当社は、以下の施策によって当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策を実行することにより、収益力の向上及び財務体質の改善に努めてまいる所存であります。

(1) 収益構造の改善

①　営業組織体制の見直し及び人員再配置等による効率化

ＡＳＪ建築家ネットワーク事業は、全国で展開しているスタジオネットワークビジネスと、首都圏を中心とするプロデュースビジネスとにより事業展開を行っておりますが、スタジオネットワークビジネスにおいては、地方を中心に加盟建設会社の退会・休眠等で稼働スタジオ件数の減少傾向が続いております。

これらに対処するため、2020年４月１日付をもって営業組織体制を東日本統括本部と西日本統括本部の２本部制とし、東日本統括本部は主に首都圏を中心にプロデュースビジネスに、西日本統括本部は主にスタジオネットワークビジネスに注力する組織に改編するとともに、さらに新営業施策である「PROTO BANK Station」の新規加盟店契約の獲得促進を担う専任部署の設置等により、営業人員を適切な基準で再配置し、一人あたりの売上高の向上を図り業績の回復に努めます。

②　新規市場の開拓

当社の企業価値向上のためには、日本最大級の建築家ネットワーク事業に新たな中核事業の構築が必要であると認識しております。現状、日本国内の住宅等の建設市場は少子高齢化等により今後の右肩上がりの進捗を望めないことから、新たな市場である中国において、当社が日本国内で培ったＡＳＪ建築家ネットワーク事業のノウハウを活用した新規事業を展開してまいります。また、ＡＳＪ建築家ネットワーク事業において、地球環境への負荷軽減が可能な有機物の高度利用システムの提案を通して、新規市場への展開を図ってまいります。

(2) 販売費及び一般管理費の削減

①　役員報酬減額措置及び給与等の見直し

当社業績の低迷に係る経営責任の明確化により、役員報酬については一定期間減額を実施いたします。また、従業員給与については、営業組織体制の見直しや営業人員の退職に伴う補充採用の中止並びに昇給及び手当の見直しにより給与総額の減少を図ります。

② 営業関係諸経費及び販売促進費等の削減

営業人員の再配置等を行うことにより、車両費・旅費交通費・会議費・交際費等の営業関係諸経費の削減を図ります。また、販売促進費・広告宣伝費については、媒体、広告頻度などの適切な使用に努めるとともに加盟スタジオの開催するイベントに対する支援金支給基準の見直しを実施いたします。その他すべての一般管理費について、管理可能経費の削減を通して固定費の一層の削減に努めてまいります。

③ 工事完成保証サービス制度の終了

従来、当社業績の下方変動要因であった工事完成保証サービス制度については、2020年３月末日付をもって終了とし、４月以降は新規で工事完成保証サービスを施主に対し付与しないこととといたしました。

(3) 財務体質の改善

当社は、財務体質の改善と安定的な財務基盤の確立を図るため、ＡＳＪ建築家ネットワーク事業にシナジーや関心を有する企業との資本・業務提携を模索し、早急にその実現を図るべく努めてまいります。また、加盟建設会社及び建築家との関係をより強化するための資本提携を検討してまいります。

今後も上記施策を推進し、収益力の向上と財務体質の改善に取り組みますが、これらの対応策は実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社の計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類及びその附属明細書に反映しておりません。

2．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品　……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産　……定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物　10年～18年

工具、器具及び備品　２年～６年

無形固定資産　……定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金　……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金　……従業員の賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度において負担すべき額を計上しております。

工事完成保証損失引当金……完成保証による費用又は損失に備えるため、過去の実績率に基づいて計上しているほか、発生額を個別に見積もることができる費用については、当該見積額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理……税抜処理によっております。

3．損益計算書に関する注記

減損損失の内訳は以下のとおりです。

（単位：千円）

場所	用途	種類	減損損失
本社（東京都港区）	事業用資産	建物	21,571
大阪支店（大阪市北区）		工具、器具及び備品	4,677
横浜展示場（横浜市西区）		ソフトウェア	30,555
東京展示場（東京都千代田区） 横浜サテライト（横浜市西区）		ソフトウェア仮勘定	13,764
		合計	70,569

4．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式（株）	1,614,750	20,000	－	1,634,750

（変動事由の概要）

譲渡制限付株式報酬として新株の発行　20,000株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式（株）	3,625	350	－	3,975

（変動事由の概要）

譲渡制限付株式にかかる自己株式の無償取得　　350株

(3) 配当に関する事項

該当事項はありません。

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	187,545千円
未払事業税	675千円
貸倒引当金	30,187千円
賞与引当金	1,426千円
工事完成保証損失引当金	13,920千円
減価償却超過額	91,610千円
差入保証金	8,033千円
株式報酬費用	5,468千円
投資有価証券評価損	3,062千円
その他	9,194千円
繰延税金資産小計	351,125千円
評価性引当額	△351,125千円
繰延税金資産合計	－千円

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、立替金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を適宜、把握する体制としております。

差入保証金は主に本社及び事務所を賃借する際に支出したものであり、預入先の信用リスクが存在します。

営業債務である未払金は、そのほとんどが１年以内の支払期日です。

営業債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。((注２）を参照ください。)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
(1) 現金及び預金	85,542	85,542	－
(2) 売掛金	239,058		
貸倒引当金（※１）	△11,939		
	227,119	227,119	－
(3) 立替金	48,232		
貸倒引当金（※２）	△1,386		
	46,846	46,846	－
(4) 未収入金	73,154		
貸倒引当金（※３）	△5,668		
	67,486	67,486	－
(5) 差入保証金	110,263	76,366	△33,896
資産計	537,257	503,360	△33,896
(1) 未払金	137,143	137,143	－
負債計	137,143	137,143	－

(※１)　売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。
(※２)　立替金に対応する貸倒引当金を控除しております。
(※３)　未収入金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注１)　金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 立替金、(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 差入保証金

賃貸借契約終了により将来回収が見込まれる保証金から、将来発生が予想される原状回復見込額を控除したものについて、その将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき、合理的な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

(1) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区　　分	貸借対照表計上額
差入保証金（※１）	1,420

（※１）差入保証金のうち、償還予定が合理的に見積れず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては「(5)差入保証金」には含めておりません。

（注３） 金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金及び預金	85,542	－	－	－
売掛金	239,058	－	－	－
立替金	48,232	－	－	－
未収入金	73,154	－	－	－
合計	445,987	－	－	－

７．関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　221円06銭

(2) １株当たり当期純損失　322円87銭

９．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

（注）記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月13日

アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　堀　内　計　尚　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　余　野　憲　司　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性
　個別注記表の継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度の売上高は前事業年度から著しく減少し890,190千円となり、営業損失445,093千円、経常損失452,364千円及び当期純損失524,253千円を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月14日

アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社　監査役会

常勤社外監査役　和　泉　利　治　㊞

社外監査役　山　下　和　広　㊞

社外監査役　志　村　誠一郎　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議　案　　定款一部変更の件

1．提案の理由

当社の事業活動のスピードアップ及び経営効率の向上を図るため、本店を移転することを決定いたしました。本店移転に伴い、現行定款第３条（本店の所在地）を変更するものであります。また、本変更の効力は、2020年12月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって発生するものとし、この旨を明確にするため附則を設けるものであります。この附則につきましては、本店移転の効力発生日の経過をもって、これを削除することといたしたいと存じます。

2．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く。	（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都千代田区に置く。
（新設）	附則 第１条 第３条（本店の所在地）の変更は、2020年12月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって、その効力を生ずるものとする。なお、本附則は効力発生日の経過をもってこれを削除する。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

場　所：　東京都千代田区大手町二丁目６番１号
朝日生命大手町ビル５階　フクラシア東京ステーション



〔交通機関〕　ＪＲ線「東京駅」日本橋口
地下鉄東西線、千代田線、半蔵門線、三田線「大手町駅」
地下鉄丸ノ内線「東京駅」
※地下鉄をご利用の場合はＢ６出入口よりお願いいたします。

〔お 願 い〕　駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

株主の皆様におかれましては、株主総会開催日現在の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況にご留意いただき、本年は、健康状態に関わらず、株主総会へのご来場を見合わせていただくことを含めて、ご検討くださいますようお願いいたします。感染リスクを避けるため、書面による議決権行使を強くご推奨申しあげます。また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申しあげます。